東大和市長 尾崎保夫

日頃より、市政に対し、ご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。 さて、令和4年6月30日付で提出がありました要望書につきまして、回答させていただきます。

1 施設の使用料は、施設の維持管理に必要となります光熱水費や老朽化に伴う修繕料などの費用の一部につきまして、施設利用者にご負担いただくものであります。

施設の維持管理に必要な費用は、市民の皆様からお預かりした市税等で賄っている状況であり、負担の公平性が課題となっております。施設を利用する人と利用しない人との公平性を保つため、また、持続可能な行財政運営を行うために、原則として施設利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えております。ただし、その実施時期につきましては、新型コロナウィルス感染症の市民の皆様への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討したいと考えております。

2 市では、施策等の立案過程における公正の確保と行政運営における透明性 の向上を図るためパブリックコメント制度を導入するなど、開かれた市政運 営の推進に努めております。

施設の使用料などの金銭の徴収に関する施策につきましては、市の財政的基礎に関わる問題であることなどから、パブリックコメント制度の適用除外となっており、パブリックコメントを実施する予定はありませんが、実施時期の決定後に現行の「使用料・手数料見直しに係る基本方針」(平成27年6月3日市長決裁)の改定事務を進め、市民の皆様にその内容の公表や説明をしたいと考えております。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(担当)

企画財政部 行政改革推進担当課長 川田 貴之電

話:042-563-2111 (内線 1440)

FAX: 042-563-5932

E-mail: gyoseikanri@city.higashiyamato.lg.jp